

令和 8 年度国東に元気を！
地域消費喚起プレミアム商品券
事業取扱店募集要領

国東に元気を！



令和 8 年 7 月 制定

◆事業の趣旨

物価上昇は長期化しており、未だ先行きは見通せない状況に加え、燃油・物価高騰により国東市内の多くの事業者は打撃を受けていることから、「令和 8 年度国東に元気を！地域消費喚起プレミアム商品券事業」を実施します。この商品券事業は、落ち込んでいる個人消費の回復や地域経済の活性化を目的としています。

事業実施に伴い、商品券の取扱店を募集します。

I. 商品券事業について

1) 事業概要

事業名	令和 8 年度国東に元気を！地域消費喚起プレミアム商品券事業
発行商品券	国東に元気を！地域消費喚起プレミアム商品券
発行予定総額	3 億 2,500 万円
発行予定数	50,000 冊
額面	1 冊 6,500 円
販売価格	1 冊 5,000 円
発行券の券種	500 円券 13 枚を 1 冊とする。
商品券販売期間	令和 8 年 9 月 28 日～11 月 30 日
商品券使用期間	令和 8 年 10 月 1 日～12 月 31 日
使用範囲	市内に事業所があり、商品券取扱店舗登録した事業所とします。 ・1 冊 13 枚のうち大型店（※1）での使用できる商品券は 6 枚 ・1 冊 13 枚すべてを中・小規模店（※2）では使用可能 ※1 大型店は売り場面積 500 m ² 以上の事業所。 ※2 中小規模店は、売り場面積が 500 m ² 未満の事業所。
予約販売	令和 8 年 9 月 28 日から 10 月 2 日まで予約申込者の商品券引換販売を実施します。（予約は、令和 8 年 7 月 21 日から令和 8 年 8 月 31 日までとし、予約が商品券発行数を超えた場合は、抽選により購入枚数を決定します。）
一般販売	令和 8 年 10 月 7 日から 11 月 30 日まで、全県民を対象に一般販売を行います。ただし、売り切れ次第、販売を終了します。（予約販売で売り切れた場合は、一般販売を実施しません。）
購入制限	1 人あたり 3 万円（6 冊）を上限とします。

2) 商品券取扱い遵守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券の交換又は売買はできません。
- 売り場面積 500 m²以上の大型店は、大型店専用商品券のみ利用できます
- 中小規模店は、全券利用できます。
- 商品券額面以下の利用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- 不足分は現金等で受け取って下さい。
- 商品返品の際の返金はできません。
- 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ商品券利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。

- 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ商品券利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（国東市）は責を負いません。※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

3) 商品券の利用対象にならないもの

- 出資や自治体債権の支払い（税金、水道料金、下水道料金、公立病院受診時の自己負担分など）
- 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもの
- その他、各取扱店が指定するもの
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業に要する支払い
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

II. 取扱店の募集概要

1) 応募資格

- 国東市内に店舗等を有する者。
- 上記に該当し、国東市内の店舗等のみにおいて商品券の利用を制限出来る者。 但し、次の事業者を除く。
 - ① 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行っている者
 - ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
 - ③ 上記3) [商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等
 - ④ 国東市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
 - ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等

⑥役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

⑦暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

⑧役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

⑨役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

⑩役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2) 取扱店の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

①商品券利用者が利用される商品券について、受け取って問題ないか確認をして下さい。なお、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨国東市（観光・地域産業創造課 0978-72-5168）に報告して下さい。

②利用済商品券の換金は、国東市商工会（0978-72-0196）で行います。利用済商品券の確認ができた後、国東市商工会が口座振込を行います。振込手数料の負担はございません。

③商品券の交換及び売買は行わないで下さい。

④利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能です。

⑤プレミアム商品券事業の運営にご協力ください。

3) 申込から選定まで

①申込方法

取扱店登録希望者は、この「募集要領」に同意の上、「令和8年度国東に元気を！地域消費喚起プレミアム商品券事業取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、「振込口座の分かる通帳のコピー」とあわせて、国東市観光・地域産業創造課に申請するものとします。

また、複数の店舗等がある場合は、各店舗単位での申請が必要となります。なお、取扱店登録料は無料です。

ただし、国東市商工会が実施する商品券事業に継続して登録している店舗は、加盟の意思確認を行い、取扱店舗登録を行います。

②申込期間

令和8年7月3日(金)～令和8年9月11日(金)

申込期間内に取扱店登録をした店舗は、国東市プレミアム商品券取扱店一覧に掲載し、9月28日（月）からの商品券販売時に配布します。

③取扱店追加募集

申請期間以外（令和8年9月14日（月）～10月30日（金）まで）で取扱店登録を希望する店舗は、国東市観光・地域産業創造課で申込が可能です。

追加となった店舗は、ホームページにてお知らせします。

④審査・登録

申請のあった事業者については、国東市の審査を経て取扱店として登録します。ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、国東市の審査により登録を取り消すことがあります。

ア. 申込み内容に虚偽・不備等があった場合

イ. 市が登録を取り消すと判断した場合

⑤その他留意事項

ア. 取扱店の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「商品券の使えるお店」として、購入対象者向けの取扱店一覧表・ホームページなどに掲載します。

イ. この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の登録を取消す場合があります。また、違反により損害金が発生等した際はご請求する場合があります。

ウ. この「募集要領」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、国東市がその都度対応を決定します。

エ. 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物・提出等については事前に承認が必要となります。

オ. 社会、経済情勢の変化や法令変更等により、本募集要領の内容は変更される可能性があります。

4) 換金について

物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券を受け取った取扱店は、国東市商工会で換金を行って下さい。換金方法は以下の①～⑤によることとします。

①取扱店は、受け取った商品券を国東市商工会に持参して下さい。

②振込手数料等は掛かりません。

③換金請求期間は、令和8年10月5日（月）から令和9年1月18日（月）までとします。この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをして下さい。

④換金する商品券の確認は、必ず取扱店舗と国東市商工会の双方で確認して下さい。

⑤取扱店舗の換金請求に対し、国東市商工会の換金スケジュールにより振込みます。

《各種問い合わせ先》

《国東市地域消費喚起プレミアム商品券事業及び店舗登録に関すること》

国東市観光・地域産業創造課 商工観光企画係

〒873-0503

国東市国東町鶴川 149 番地

TEL 0978-72-5168

FAX0978-72-5182

《商品券販売・商品券換金に関する問い合わせ先》

国東市商工会 本所

〒873-0503

国東市国東町鶴川 160 番地 2

TEL 0978-72-0196

FAX 0978-72-2883

国東市商工会 国見支所

〒872-1401

国東市国見町伊美 2225 番地 1

TEL 0978-82-0147

FAX 0978-82-0468

国東市商工会 武蔵支所

〒873-0412

国東市武蔵町古市 1139 番地 6

TEL 0978-68-0485

FAX 0978-68-0814

国東市商工会 安岐支所

〒873-0203

国東市安岐町中園 100 番地

TEL 0978-67-0559

FAX 0978-67-3333